

## 7 災害時における調理飲食物等提供に関する協定 川食まごころ一丁！

【健康福祉局健康安全室】

この協定は、地震等による災害発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、被災市民に対する緊急に必要な調理飲食物等（以下「調理飲食物」という。）の確保を図るため、川崎市（以下「甲」という。）と、社団法人川崎市食品衛生協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（提供の要請）

第1条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲食物等の確保を図る必要が生じたときは、乙に対して調理飲食物等提供要請書（以下「要請書」という。）により被災市民に対する調理飲食物の提供を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに、別添「調理飲食物提供店舗名簿」に記載する会員が保有する食材を活用し、会員店舗及び避難所等において調理・加工したての衛生的な調理飲食物を被災市民に優先的に配達・提供するものとする。

（無償提供）

第3条 前条の規定による調理飲食物の提供は、無償とする。

（調理飲食物提供の場所、数量、期間、方法）

第4条 調理飲食物提供の場所、数量、期間及び方法は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（衛生の確保）

第5条 乙は、調理飲食物の調理・加工にあたっては、電気、ガス、水道等のライフラインの停止等により不衛生になるおそれが生じるため、衛生面の安全確保については十分に配慮するものとする。

（調理飲食物提供店舗の報告）

第6条 乙は、「調理飲食物提供店舗名簿」に変更を生じた場合には、毎年4月1日に甲に報告するものとする。

（効力）

第7条 この協定は、締結の日から効力を有し、著しい社会情勢の変化が生じない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年3月4日

甲 川崎市  
川崎市長

乙 社団法人 川崎市食品衛生協会  
会長

〔震災対策編 第3部 災害初動対策計画 第5章 広域応援体制〕  
〔震災対策編 第4部 災害応急対策計画 第7章 飲料水・食糧・生活必需品の供給〕  
〔風水害対策編 第4部 応急対策計画 第5章 飲料水・食糧・生活必需品の供給〕